

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：那珂川町中山間地域活性化協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項

- ・ 大山田の棚田
(平均勾配 1/13、33.1ha、政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 33.1ha)
- ・ 大内の棚田
(平均勾配 1/13、12.9ha、政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 12.9ha)
- ・ 馬頭の棚田
(平均勾配 1/11、4.0ha、政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 4.0ha)

範囲については、別添 1 のとおり。これらの棚田すべてを含む協議会が設立されており、約 600 人の農業者が協力しあって共同保全活動に取り組んでいく。また、農薬散布用ドローンの活用、その他農業機械の共同利用により、保全活動の省力化、効率化にも取り組む。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・ 生産性の向上
 - 導入した農業用ドローン 2 台を共同利用し、農薬散布の時間を短縮することで、効率的な農業を実施する。
 - 生産性向上や農地保全の省力化につながるような機械の導入を推進する。
- ・ 担い手の確保
 - 那珂川町農業再生協議会と情報を共有し、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地を集約する。また、JA 等の関係機関と連携し、就農相談体制を強化し、新規就農者の確保に努める。
 - 平成 26 年度から開始している棚田オーナー制度においては、令和 2 年から 6 年度の間に新規参加組数 30 組を達成するなど、人材参加に一定の効果をj得ている。今後は、担い手を確保する観点からも推進し、令和 11 年度までに棚田の保全に取り組む参加組数延べ 50 組を達成する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 農産物の供給の促進
 - 「ゆりがね米」「小砂ホタル米」のマーケティングを行い、令和 11 年度までに「ゆりがね米」「小砂ホタル米」の商品拡大で販売量 5 トンを達成する。
- ・ 集落機能強化
 - 外部人材等を活用した草刈応援隊の体制強化及び活動回数を増加させるため、作業性の高い自走式草刈り機を複数台導入し、令和 11 年度までに年間活動回数 10 回を達成する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田を観光資源とした地域振興（棚田の価値を活かした活動）
 - 令和 11 年度までに農業外収入の増加のため宿泊者数 3,000 人を達成する。

3 計画期間

令和7年9月～令和12年3月31日

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・生産性の向上

- 導入した農薬散布用ドローンを共同利用し、作業時間を短縮する。
- 生産性向上や農地保全の省力化につながるような機械の実演会を実施するとともに、共同利用機械の導入に対する独自の補助制度を活用し、スマート農業の取組を推進する。

・担い手の確保

- 地図を元に話し合いを実施し、今後の維持管理の課題を明らかにするとともに、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地を集約する。また、JA等の関係機関と連携し、就農相談体制を強化し、新規就農者の確保に努める。
- 棚田オーナー制度への取組意向、参入障壁等を調査したうえで、研修会等を開催するとともにプロモーション活動を実施し、棚田オーナー制度を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

- 設定した認定基準により棚田米の食味分析を実施し、食味の向上を図る。プロモーション活動を実施し、販売量の増大と販売単価の向上を目指す。

・集落機能強化

- 農業者の高齢化や担い手の減少により、営農または農地等の維持管理が困難になる集落の増加が見込まれることから、隣接した集落間で農作業を行うなど、集落間相互の連携を強化するとともに、草刈応援隊のさらなる周知や外部人材の活用に積極的に取り組む。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田を観光資源とした地域振興（棚田の価値を活かした活動）

- 棚田地域の景観と芸術を組み合わせたイベント開催、交流環境整備を実施し、棚田地域の知名度向上、交流人口の増大を図り、移住定住につなげていく。
- 農家民泊施設の拡充を図るため、取組意向、参入障壁等を調査したうえで、民泊事業に関する研修会等を開催するとともに、既存の民泊施設に関しては、宿泊者数の増加を図るため、プロモーション活動を実施する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

- ・上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない棚田オーナーや芸術家は、棚田保全活動や景観と芸術を組み合わせた地域振興の活動に参加することとする。
- ・那珂川町中山間地域活性化協議会は、那珂川町、農業者等、那珂川町観光協会、那珂川町商工会、JAなす南、グリーンツーリズム団体（創生なかがわ、小砂village協議会）、馬頭高校で構成する。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。